

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成23年3月18日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 フレスポ赤道

所在地 新潟市東区上王瀬町20番1外

設置者 大和リース株式会社

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置

・荷さばき施設「キ」の新設

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

廃棄物等の保管施設の位置

・廃棄物保管施設「と」の新設

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社ファーストリテイリング

（変更前）開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

（変更後）開店時刻 午前10時（ただし年間2日間は午前6時）

閉店時刻 午後8時（ただし年間2日間は午後10時）

・未定

（変更後）開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)・荷さばき施設ア 1：午前7時から午前11時

・荷さばき施設ア—2：午前7時から午前11時

・荷さばき施設ア—3：午前7時から午前11時

・荷さばき施設イ：午前8時から午前9時

・荷さばき施設ウ：午前8時から午前10時

・荷さばき施設エ：午前8時から午前10時

・荷さばき施設オ：午前8時から午前9時

・荷さばき施設カ：午前8時30分から午前9時30分

(変更後)・荷さばき施設ア～キ：午前7時から午後7時

3 変更を予定する年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

平成23年11月10日(但し、軽微変更と認められた場合、その日以降)

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

平成23年4月20日

4 変更しようとする理由

物販店舗が入店するに際し、荷さばき施設、廃棄物保管施設を新たに設置する必要があるため。また、営業時間及び荷さばきを行う時間の運用上の変更が必要のため。

5 届出年月日

平成23年3月9日

6 縦覧場所 新潟市経済・国際部商業振興課

及び新潟市東区役所地域課

7 縦覧期間

平成23年3月18日から平成23年7月18日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp